

うきは市競争入札参加資格審査

参加要件　：次に掲げる要件に該当しない者に限る

- (1) 建設工事については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事を営む者で、法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者及び同法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営に関する客観的事項についての審査を受けていない者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。(特別の理由がある場合を除く)
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後申請日現在において 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事(業務)若しくは製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ⑦ 前記の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者。
- (6) 営業に関し、法律上必要とする資格等を有していない者。
- (7) 建設工事においては、次の各号に定める届出の義務がある場合において当該義務を履行していない者。(加入が義務付けられている社会保険等に未加入の場合は申請することができません。)
 - ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出